

契約の変更について

令和元年11月20日

千葉県教育庁教育振興部体育課

千葉県総合スポーツセンター野球場耐震・大規模改修建築工事請負契約の変更について、県議会に上程することを議決しました。

1 議決の内容

千葉県総合スポーツセンター野球場耐震・大規模改修建築工事に係る工事請負契約の変更

2 根拠法令

- (1) 地方自治法 第96条第1項第5号（議決案件）
- (2) 千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例 第2条
（議会の議決に付すべき契約）

3 その他

本件は、知事から、議案案件の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。